

国立市特別職の指定等に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 地方公務員法第 3 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、市長が指定するまちづくりその他特定の重要施策について市長を補佐する職を特別職として指定するため、条例を制定するものである。

国立市特別職の指定等に関する条例案

(特別職の指定)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、まちづくりその他市長が指定する特定の重要施策について市長を補佐する職を特別職として指定する。

(特別職の職名)

第 2 条 前条の特別職の職名は、まちづくり政策監とする。

(定 数)

第 3 条 まちづくり政策監の定数は、1 人とする。

(任 命)

第 4 条 まちづくり政策監は、市長が議会の同意を得て任命する。

(任 期)

第 5 条 まちづくり政策監の任期は、4 年とする。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(給 料)

第 6 条 まちづくり政策監の給料額は、月額 7 5 0 , 0 0 0 円とする。

(旅 費)

第 7 条 まちづくり政策監が公務により旅行するときは、順路により旅費を支給する。

2 旅費の種類及び額は、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の例による。

(その他の給与)

第 8 条 まちづくり政策監に対しては、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 通勤手当の額及び期末手当の額は、市長等の例による。

第 9 条 まちづくり政策監が退職した場合には、在職 1 年につき給料月額
の 1 0 0 分の 2 5 0 に相当する額を退職手当として支給する。

2 公務上の傷病又は死亡により退職した場合の退職手当の額は、前項の規定により計算した額に、その 5 割に相当する額を加算して支給する。

3 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算方法は、市長等の例による。

(支給方法等)

第 1 0 条 給料、旅費及び前 2 条に規定する給与の支給方法その他必要な事項は、一般職の職員の例による。

(勤務条件)

第 1 1 条 まちづくり政策監の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。

(委 任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の一部改正)

2 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例（令和 7 年 3 月国立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市長等、教育長及びまちづくり政策監の給与の特例に関する条例
第4条の次に次の2条を加える。

(まちづくり政策監の給料の特例)

第5条 国立市特別職の指定等に関する条例（令和 年 月国立市
条例第 号。以下「特別職条例」という。）第6条の規定にかかわら
ず、まちづくり政策監の給料額は、同条に規定する月額から同月額に
100分の1を乗じて得た額を減じて得た額とする。

2 前項の規定は、特別職条例第9条の規定により退職手当の額を計算す
る場合においては、適用しない。

(まちづくり政策監の期末手当の特例)

第6条 特別職条例第8条第2項の規定にかかわらず、まちづくり政策
監の期末手当の額は、前条第1項の規定により得たまちづくり政策監の
給料額を給料月額として、市長等の例により計算した額とする。